

佐賀県告示第 227 号

次の加入区において平成 28 年 8 月 23 日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、令和 2 年 8 月 22 日限り消滅した。

令和 2 年 8 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

加入区

諸富町加入区